

平成 26 年 3 月 28 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟第 8 回口頭弁論について

本日14時から、佐賀地方裁判所において、玄海原子力発電所操業差止訴訟の第8回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として平成24年1月31日の第1次～9次にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は第9次提訴（平成26年2月27日）に対する答弁書を提出し、第1～8次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で設計しており、また、地震・津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることでより安全性を確認している旨の主張を行いました。

また、併せて準備書面を提出し、原子力発電の必要性並びに平成24年の夏、冬、平成25年夏における当社の電力需給見通しが妥当なものであることについて、改めて主張しております。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上